

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第49号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成23年4月26日 13時05分ごろ
発生場所	熊本県八代市八代港 八代港第1号灯浮標 （概位 北緯32°31.4′ 東経130°32.4′）
事故等調査の経過	平成23年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三福丸、19トン 282-15355長崎、株式会社日本政策金融公庫（船舶所有者）、株式会社住吉（船舶借入人） B 起重機船 第十八植福号、長さ58.5m なし、株式会社住吉 C 作業船 第二十一福丸、13トン 282-14944熊本、株式会社住吉
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊船舶小型操縦士・特定操船者A、一級小型船舶操縦士・特殊船舶小型操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし C 船底にペイント剥離 灯浮標 浮体に擦過傷、頭標取付け金具曲損、ソーラーパネル破損、防護枠曲損
事故等の経過	A船は、船長A及び操船者Aが乗り組み、C船を右舷船尾に係船した空倉のB船を船首に結合してA船押船列を構成し、船首約1.8m、船尾約2.7mの喫水で八代港港町の土砂揚場を出航して港奥から外港に通じる水路を北西進した。 操船者Aは、A船操舵室において単独で操船に当たり、左舷正横付近から南西の風を受けながら約5ノットの速力で手動操舵により航行中、いつものようにB船船首が八代港第1号灯浮標（以下「1号灯浮標」という。）を右舷側に約20m隔てるように操船していたところ、南西からの風に圧流され、平成23年4月26日13時05分ごろ、C船が1号灯浮標に接触して同灯浮標の上を通過し、C船船尾付近から浮上してきた1号灯浮標を目撃した。 操船者Aは、広い海域に出た後から携帯電話で事故を会社に連絡し、航行に支障がなかったことから浚渫現場に向けて航行を続けた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、平均風速 約5.8m/s、最大瞬間風速 約12.8m/s 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	C船は、無人であり、船首と船尾からB船の右舷船尾ボラードに係船索をとり、左舷着けでB船に係留されていた。

	操船者Aは、約4～5年の船長経験を有し、八代港港町～大島町を数多く航行しており水路状況もよく分かっていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、八代港内の水路を北西進中、操船者Aが風を考慮した適切な操船を行わなかったことから、南西風に圧流されて1号灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、八代港内の水路を北西進中、操船者Aが風を考慮した適切な操船を行わなかったため、南西風に圧流されて1号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	